

介護サービス事業所で発生した高齢者虐待の対応に係る経過報告について

1 これまでの経過

令和4年5月27日に発生した標記の件について、改善状況報告書の提出を求めたところ、該当サービス事業所より「高齢者虐待の防止に関する改善状況報告書（令和4年9月14日付け）」の提出があった。改善状況について確認するため、令和5年2月9日に運営指導を実施した。

2 確認した事項

1) 職場内の連携強化や職員へのケアなど具体的な再発防止策を検討のうえ、体制整備を進めること

①施設全職員を対象に法人人事担当者2名による個別面談（事件直後と令和5年2月上旬までに2回実施済）で虐待にこだわらず幅広い意見等を聴取し、改善すべき問題の洗い出しを実施。

②法人全施設に相談BOXを設置し、人事担当者に相談できる取り組みを実施。

③職員欠員の解消のため、法人内の出向及び新規職員の採用など適切な人員を配置。

④業務改善を協議し、新しい業務マニュアルを作成。

⑤加害職員の異動先の厚生委員会が更生プログラムを実施。

2) 職員の介護に対する意識の向上を図り、入所者の意思及び人格を尊重した支援ができるよう最善を尽くすこと

①職員研修の実施

・新人職員向け身体拘束廃止研修会を随時実施。

・虐待防止委員会の中心メンバーが「義務化された虐待防止委員会の設置や研修の実施」セミナーを受講。

・外部講師を招き法人全職員向け虐待防止研修会を実施。

3) 人員不足への対応について

①職員を新たに1人配置し、時間外勤務を前提とした勤務表を改善。

②求人の応募があった際には、当該事業所に優先して配置。

③職員考課制度を導入し、職員登用を周知。

④資格取得のための奨学金支給制度を周知。

⑤留学生の雇用。

3 運営指導実施後の所感

国の基準において、定期的な研修は、年に2回であるが、施設職員全員が参加して行われた研修は4回以上実施されていたことを確認した。また、研修を実施して終わりではなく、感想や意見を求め、その結果を委員会で次回の研修がより効果的に行われるように協議したり、同じ内容の研修を複数回実施して全員が参加できるようにするなどの工夫がされていた。

そのほか、外部から講師を招いての研修の実施、外部の研修を代表者が受講し、その後法人内で伝達講習を実施するなど、法人全体で力を入れて研修を実施していることが確認できた。（新人研修は別途実施）これらは、再発防止のための取り組みとして評価できるものと考えられる。

4 今後の対応方針

今回の運営指導により、改善状況報告書で報告を受けた内容については、概ね実行されていることが確認された。事業所として虐待を行った職員の処分で終わらせず、虐待の再発防止のための対策を事業所自ら取り組み、効果を上げていると評価されることから終結要件をみたとし、終結の方向としたいと考える。